

(平成23年11月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月1日から同年10月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が41万円から26万円に低くなっている。申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年9月について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は27万5,916円の報酬を得ていたことが認められることから、同年9月の標準報酬月額は28万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成12年6月から同年8月までの期間については、前述の給与明細書によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は41万円であるものの、報酬月額（26万6,108円）に見合う標準

報酬月額が 26 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額（26 万円）と一致していることが確認できることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、上記訂正後の標準報酬月額に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の後継事業所は当時の資料を保管しておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B局における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月30日から同年10月1日まで
昭和40年10月1日からC共済組合に加入しているが、その直前のA社B局における厚生年金保険の被保険者期間の最後である同年9月が、被保険者期間とされていない。雇用契約期間が確認できる試用員雇用契約書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された試用員雇用契約書、及びA社清算業務を行っているD支援機構（以下「支援機構」という。）から提出された申立人に係る職務履歴書により、申立人は、申立期間において、A社B局に試用員として勤務していたことが認められる。

また、前述の支援機構は「申立人は、昭和40年10月1日から職員となり、C共済組合に加入していることから、臨時雇用員及び試用員としての厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年10月1日となる。」と回答している。

さらに、A社B局の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に昭和39年9月中に被保険者資格を取得している27人のうち、オンライン記録により、それぞれの当該資格喪失日以降、引き続きC共済組合に加入している者が22人確認でき、そのうち1人は、申立人と全く同

一の記録となっているが、ほかの 21 人の全ての者は、月初（1日）で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に同共済組合に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 40 年 9 月における標準報酬月額の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述の支援機構は、事業主照会に対し、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

昭和46年にC社の関連会社であるA社からD社に異動したが、A社における厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日、D社における資格取得日が同年4月1日となっている。継続して加入しているはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はC社の関連会社に継続して勤務し（A社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の記録から、申立人がA社に昭和46年3月31日まで勤務していたことが確認できることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和46年4月

1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年10月1日であったと認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年7月から同年9月までの標準報酬月額については、15万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月31日から同年10月1日まで

私は、A社に入社し、平成11年5月にB社を辞めるまで、同一事業所に勤務していたが、国の記録では申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてB社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時、B社に勤務していた者は、関連会社のA社において厚生年金保険の被保険者となっているところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月21日）の後の平成7年10月5日付けで、申立人が同社において同年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理、及び同年10月1日の標準報酬月額に係る定時決定の取消処理が行われたことが確認できる上、同僚77人についても、同年10月5日又は同年10月6日付けで、申立人と同様に、同年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理、及び同年10月1日の標準報酬月額に係る定時決定の取消処理が遡及して行われたことが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によれば、同社は申立期間においても法人格を有し、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしてい

たと認められることから、社会保険事務所（当時）において、遡って同社が適用事業所でなくなったとする処理、及び申立人を含む被保険者の資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年7月31日に資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、申立人のB社の資格取得日と同日の同年10月1日であると認められる。

なお、平成7年7月から同年9月の標準報酬月額については、申立人の遡及した資格喪失処理が行われる前の記録から、15万円とすることが妥当である。

群馬国民年金 事案 779 (事案 731 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月まで

私は、当時、借家で家族と自営業を営んでいた。委員会の判断の理由として、A市の国民年金被保険者台帳に「不在確認 39.12.28」と記載されているが、自宅には両親が居たので不在になることは考えられないし、私自身も申立期間当時の居住地から転居したことは無く、当時は、町務員が税金と一緒に保険料の集金に来てくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、申立期間について、その妻が地域の納税組合に保険料を納付していたと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿には「不在確認 39.12.28」と記載されていることから、申立期間については、住所地において不在であったことがうかがえ、申立期間の保険料を地域の納税組合に納付していたとは考え難い。

また、保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間の保険料が未納となっている上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 5 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、自営業を営んでおり、自宅には両親が居たので不在になることは考えられず、申立人自身も申立期間当時の居住地から転居したことは無く、申立期間の保険料は町務員が税金と一緒に保険料を集金に来てくれていたと思うと主張しているが、申立期間当時に居住していた地域の町務員は既に死亡しており、申立期間当時における保

険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人から提出された国民年金手帳には申立期間の検認記録欄の検認印が無く、昭和 41 年度の印紙検認記録欄も無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月

私は、会社を退職した際に自らの意思で平成3年12月頃に、国民年金に加入し保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した際に自らの意思で平成3年12月頃に、国民年金に加入し保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し納付書の交付を受けなければならないところ、オンライン記録によると、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への種別変更手続の記録が無いことから、申立期間については、国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付するために必要な納付書の交付が行われず、当時、申立期間より前の同年3月の保険料（平成4年9月に過年度納付）が未納となっていたにもかかわらず、納付可能な古い期間の当該保険料を納付しないまま、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、平成3年3月の保険料は、申立人の主張によれば、前妻が納付したとしているものの、前妻の連絡先が不明であるため、当該保険料の納付記録がある4年9月の過年度納付の状況、当時納付することが可能であった申立期間の保険料の納付の有無等の状況についても確認することができない。

さらに、申立期間当時に申立人が居住していたA市の記録によれば、申立期間については、国民年金及び国民健康保険のいずれにも加入した形跡がみられない上、申立期間中に申立人に別の手帳記号番号が払い出

されていた形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月まで
20 歳になれば国民年金に加入することは当然と考えていた。私は、申立期間当時は学生であったが、母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料については、自治会の集金か納付書による納付かははっきり覚えていないが、母が納付していたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立期間の保険料を納付するためには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 7 月に払い出されたことが確認でき、オンライン記録において、同年 5 月 12 日に国民年金被保険者資格を取得していることは確認できる。しかしながら、申立期間のうち、60 年 10 月から 61 年 3 月までについては申立人は学生であるため、国民年金の任意未加入期間となり、制度上、遡って資格を取得し保険料を納付することはできず、同年 4 月から 62 年 3 月までについては未加入期間とされていることから、納付書は発行されず、当該期間の保険料は納付できなかったものと判断される。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとするその母親も申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等の記憶が曖昧である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡

はうかがえない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 782 (事案 694 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月及び同年 2 月

私は、先の申立てでは、国民年金保険料を納付していたものと認められないとの通知を受けたが、昭和 38 年 1 月及び同年 2 月の保険料は納付している。年金の裁定請求の際にオレンジ色の国民年金手帳は A 社会保険事務所 (当時) に提出してあるので、それを調べれば解決すると思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、申立期間について、国民年金の保険料を遡って納付することができることを知り、20 歳前の期間も含めて保険料の未納期間が無くなるように、まとめて保険料を納付したと申述しているが、申立期間については、申立人が 20 歳到達前の期間であり、制度上、国民年金の被保険者資格を取得することができず、保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳 (特殊台帳) には、昭和 38 年 3 月から同年 4 月までの期間、39 年 1 月及び 42 年 5 月から 51 年 3 月までの期間の保険料について、55 年 6 月 30 日に特例納付したことの記載があるものの、申立期間の保険料についての記載は無い上、その記載内容に不自然さやうかがえない等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいても前回の主張と同様に、年金の裁定請求の際に、A 社会保険事務所に提出した国民年金手帳を調べてほしいと主張しているが、A 年金事務所 (当時は、A 社会保険事務所) において、申

立人が提出したとする国民年金手帳を確認することはできない。

加えて、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年10月まで
昭和56年4月に会社を辞めた後、市役所に行き自分で国民年金の加入手続を行った。2か月又は3か月ごとに保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月に会社を退職後、市役所に行き自分で国民年金の加入手続を行い、2か月又は3か月ごとに保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録、国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳によると、55年6月に被保険者資格を喪失した以降は、申立人が被保険者資格を再取得した形跡はうかがえないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社の被保険者の資格喪失日が昭和 48 年 3 月 31 日となっているが、同年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申述及び同僚等の証言から、申立人がA社B所に昭和 48 年 3 月 31 日まで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、当時の事業主及び事務担当者から、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は「A社B所に昭和 48 年 3 月 31 日まで勤務したが、給与から同年 3 月分の厚生年金保険料は控除されていなかったかもしれない。同社は、被保険者の資格喪失日を 1 日繰り上げることで、1 か月分の厚生年金保険料の支払を軽減していたのではないか。」と申述している。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合は「当健康保険組合が保管しているマイクロフィルムによると、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和 48 年 3 月 31 日である。」と回答している上、雇用保険の加入記録についても、申立人の同社における離職日は昭和 48 年 3 月 30 日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 15 日から 17 年 7 月 11 日まで
夫は、申立期間はA社に勤務していた。同社から交付された平成 16 年分源泉徴収票にも社会保険料控除額の記載がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 17 年 2 月 1 日であり、申立期間の一部は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間のうち、平成 16 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付している上、B市国民健康保険課によると、同市に在住していた同年 5 月 14 日から 17 年 3 月 19 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できることから、16 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人世帯が負担した同年分の国民年金保険料、国民健康保険料及び前職分の源泉徴収票に記載されていた社会保険料等の金額の合計額である可能性が高いと判断される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。